

報道各社御中 環境省広報室

< 農林水産省同時貼り出し >

熊本県での家きんにおける鳥インフルエンザへの対応について

(H28.12.26 22 : 35)

農林水産省より、「熊本県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について」について別添のとおり貼り出しされましたので、お知らせいたします。

なお、環境省においては、熊本県での家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例に、以下のとおり対応します。

- (1) 発生農場周辺半径 10km を野鳥監視重点区域に指定し、熊本県、福岡県に野鳥の監視を強化するよう指示。
- (2) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年12月26日(月)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03 - 5521 - 8285
代 表：03 - 3581 - 3351
企 画 官：東岡 礼治(内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子(内線6676)

熊本県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

本日、熊本県の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針を決定しました。

当該農場は、農家から届出があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：熊本県 玉名郡（たまなぐん） 南関町（なんかんまち）

飼養状況：採卵鶏（約10万羽）

2. 経緯

- （1）本日、熊本県は、死亡鶏が増加した旨の届出を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- （2）当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- （3）現在、当該鶏について遺伝子検査を実施中。

3. 今後の対応

遺伝子検査結果を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確定した場合、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

- （1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、
（2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
（3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び農研機構 動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。
- 熊本県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 疫学調査チームの派遣。
- 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。

9.関係省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.その他

- (1) 当該農場は、農家から届出があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：石川、木下

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385